

手術の施設基準に関する論点について

- 平成14年改定において、施設基準の対象となる手術の範囲を大幅に拡大するとともに、施設基準を満たさない場合に点数を減額することとされたところ。その後、臨床現場等から施設基準拡大に対する様々な意見等があることなどから、診療報酬専門組織医療技術分科会において検討を行っている。

- 主な論点
 - ① 施設基準を満たさない施設における手術を減算評価することおよびその率（30%）をどう考えるか？
 - ② 症例数の増加と成績の向上の間に、統計学的な相関が示唆されるものの、現在の症例数基準の具体的なレベルをどう考えるか？
 - ③ 都道府県や二次医療圏単位の施設基準クリア施設の配置等、地域における医療アクセスの確保の観点をどう考えるか？
 - ④ 施設の症例数ではなく、医師の症例数を指標とすべきではないかという指摘をどう考えるか？

- 調査専門組織においても、技術の集積性と成績の相関等について調査を継続することとしているが、当面の措置として現行の施設基準になんらかの見直しを行う必要があるのではないか？

手術の施設基準に関する調査

(外保連提出)

手術群別の施設件数と手術件数表

アンケート回答数：2002年度：3,309件

	施設件数		手術件数		一施設あたりの手術件数	
	2002年度		2002年度		2002年度	
	クリアして いない	完全クリア	クリアして いない	完全クリア	クリアして いない	完全クリア
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	520	664	8,795	47,345	17	71
イ. 黄斑下手術等	227	220	2,346	35,646	10	162
ウ. 鼓室形成手術等	390	147	4,050	9,664	10	66
エ. 肺悪性腫瘍手術等	550	484	7,503	42,787	14	88
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	136	93	1,652	7,074	12	76
ア. 靭帯断裂形成手術等	602	796	1,634	20,604	3	26
イ. 水頭症手術等	206	930	686	26,552	3	29
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	269	115	662	1,717	2	15
エ. 尿道形成手術等	166	501	520	14,136	3	28
オ. 角膜移植術	54	66	135	1,609	3	24
カ. 肝切除術等	244	797	776	23,878	3	30
キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	153	360	519	7,382	3	21
ア. 上顎骨形成術等	134	183	207	1,900	2	10
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	97	407	162	8,335	2	20
ウ. パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術 （両葉）	70	74	103	1,523	1	21
エ. 母指化手術等	149	210	225	2,714	2	13
オ. 内反足手術等	123	85	170	663	1	8
カ. 食道切除再建術等	259	686	414	9,067	2	13
キ. 同種腎移植術等	39	32	53	321	1	10
K082人工関節置換術	1,226	377	20,237	37,927	17	101
K552, K554ペースメーカー移植術及びペースメー	148	213	2,256	12,474	15	59
K588冠動脈、大動脈バイパス移植	455	60	16,690	8,982	37	150
K614, 2, K615経皮的冠動脈形成術、経	59	224	3,469	79,770	59	356
乳児外科施設基準対象手術（21項目）	157	37	788	1,209		

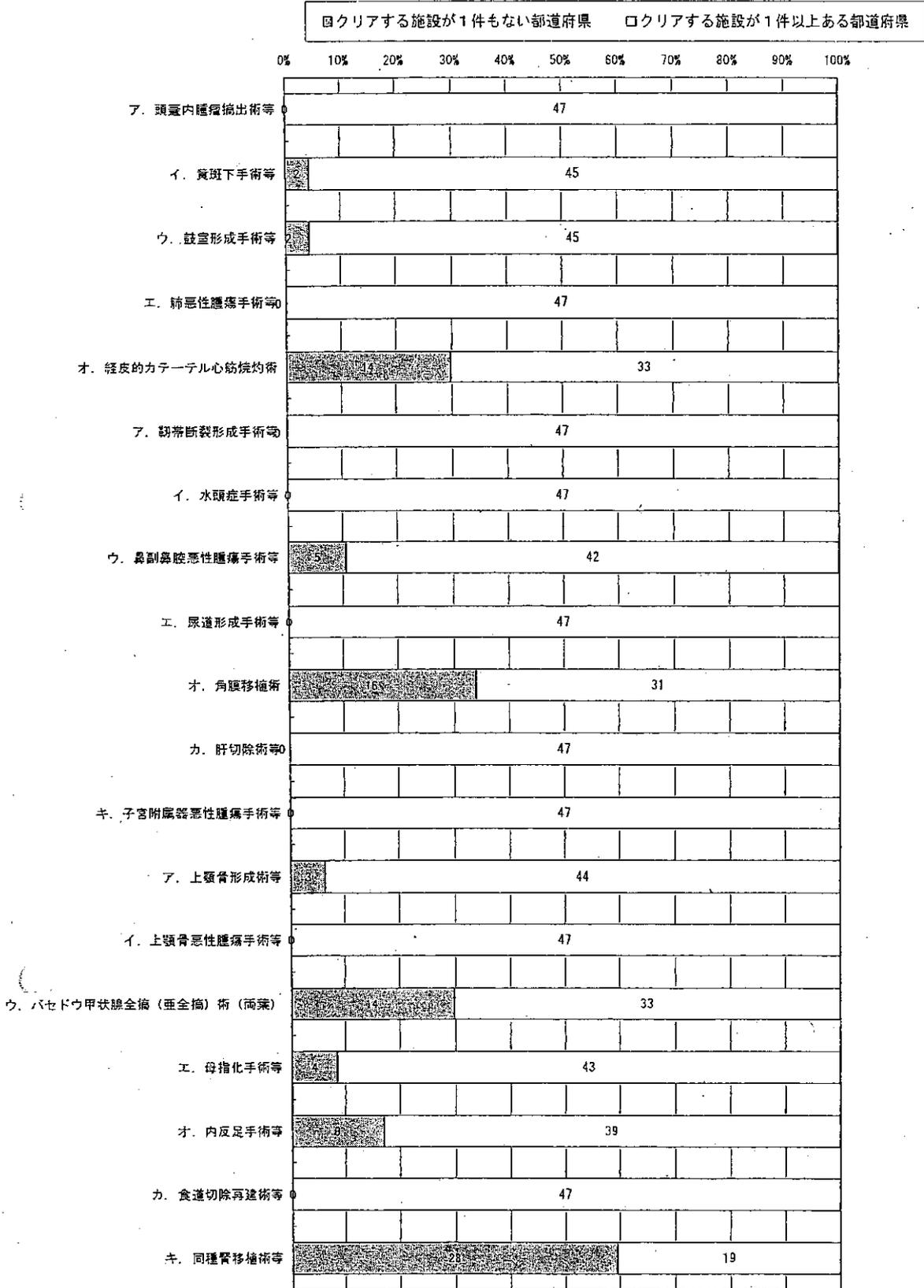
※乳児外科施設基準対象手術については2001年度データなし

手術群別の施設件数と手術件数割合

	施設件数		手術件数	
	2002年度		2002年度	
	クリアして いない	完全クリア	クリアして いない	完全クリア
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	44%	56%	16%	84%
イ. 黄斑下手術等	51%	49%	6%	94%
ウ. 鼓室形成手術等	73%	27%	30%	70%
エ. 肺悪性腫瘍手術等	53%	47%	15%	85%
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	59%	41%	19%	81%
ア. 靭帯断裂形成手術等	43%	57%	7%	93%
イ. 水頭症手術等	18%	82%	3%	97%
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	70%	30%	28%	72%
エ. 尿道形成手術等	25%	75%	4%	96%
オ. 角膜移植術	45%	55%	8%	92%
カ. 肝切除術等	23%	77%	3%	97%
キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	30%	70%	7%	93%
ア. 上顎骨形成術等	42%	58%	10%	90%
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	19%	81%	2%	98%
ウ. パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術 （両葉）	49%	51%	6%	94%
エ. 母指化手術等	42%	58%	8%	92%
オ. 内反足手術等	59%	41%	20%	80%
カ. 食道切除再建術等	27%	73%	4%	96%
キ. 同種腎移植術等	55%	45%	14%	86%
K082人工関節置換術	76%	24%	35%	65%
K552, K554ペースメーカー移植術及びペースメー	41%	59%	15%	85%
K588冠動脈、大動脈バイパス移植	88%	12%	65%	35%
K614, 2, K615経皮的冠動脈形成術、経	21%	79%	4%	96%
乳児外科施設基準対象手術（21項目）	81%	19%	39%	61%

手術群別クリア状況比率（都道府県単位）

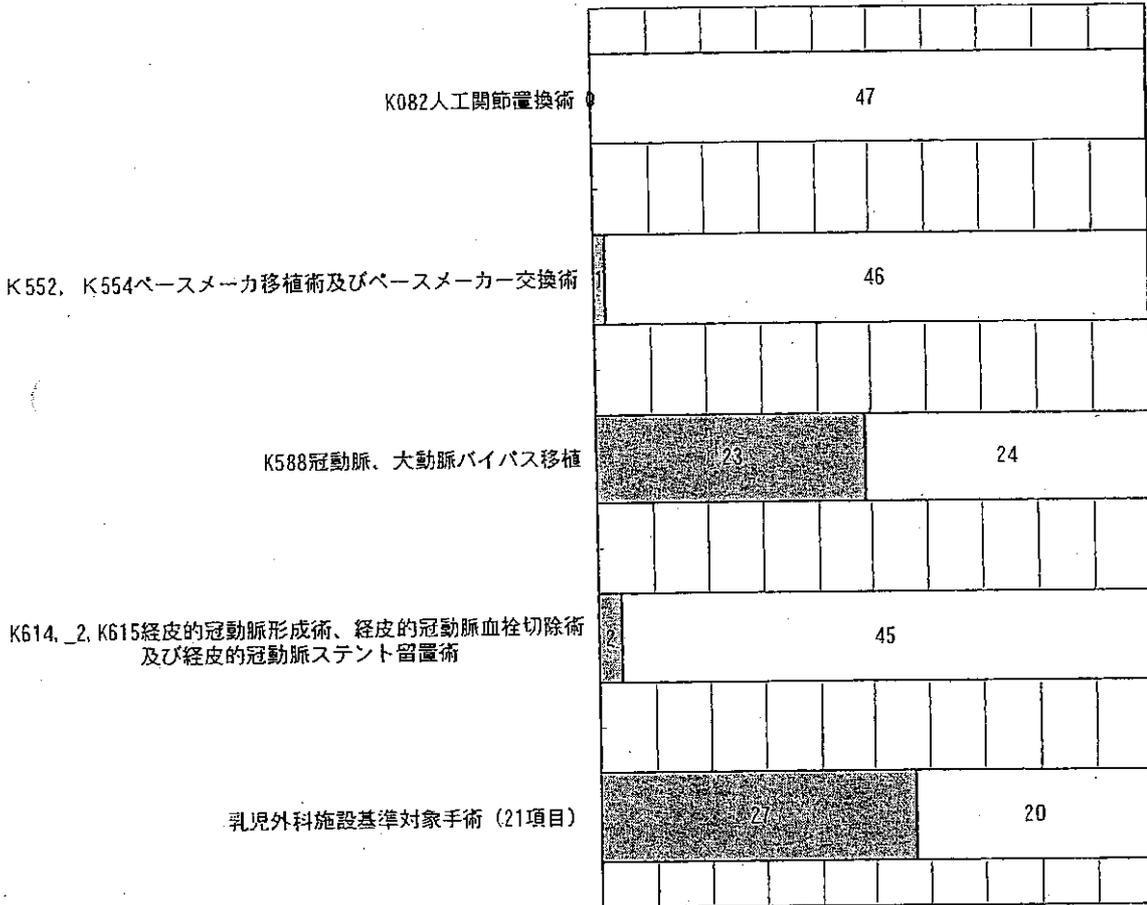
2002年度



手術群別クリア状況比率（都道府県単位） 2002年度

クリアする施設が1件もない都道府県
 クリアする施設が1件以上ある都道府県

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

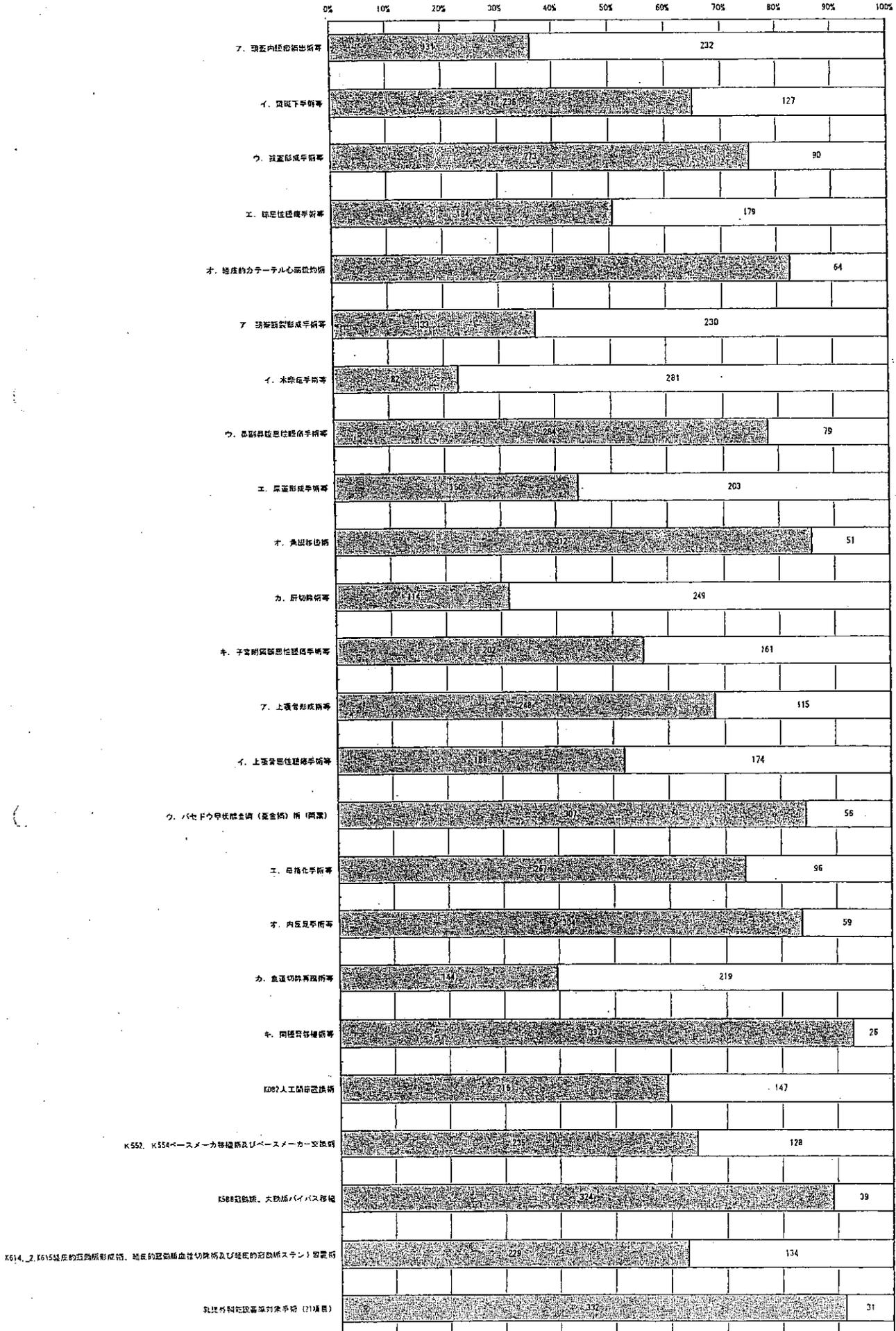


手術群別クリア状況比率（2次医療圏単位）

2002年度

〇クリアする施設が1件もない2次医療圏

□クリアする施設が1件以上ある2次医療圏



学会等から診療報酬上の評価の不合理的指摘されている手術

- 現在、手術の診療報酬点数については、外科系学会社会保険委員会連合の試案で示されている、執刀医の卒後年数、手術の難易度、手術時間、協力者の数、使用されている材料の費用等をもとに、手術点数の相対的な評価を行っているところ。
- 手術の項目のなかで、平成14年改定により、相対評価から難易度等を勘案すると、点数評価が逆転したと指摘されている項目がある。

【具体的な指摘項目】

1. K514 肺悪性腫瘍手術

- 1 肺葉切除またはこれに満たないもの 31,100点

(比較対象)

K511 肺切除術

- 2 区域切除(1肺葉に満たないもの) 35,900点
- 3 肺葉切除 35,800点

2. K529 食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)

- 2 胸部、腹部の操作によるもの 54,500点
- 3 腹部の操作によるもの 39,200点

(比較対象)

K657 胃全摘術(腹腔鏡(補助)下によるものを含む。)

- 2 悪性腫瘍手術 59,100点

3. K564 弁輪拡大を伴う大動脈弁置換術 59,900点

(比較対象)

K563 弁置換術

- 1 1弁のもの 61,400点

専門的な小児入院医療の評価の充実

1 現状、課題及び趣旨

- 平成14年改定で新設した小児入院医療管理料1, 2および新生児入院医療管理加算について、より効果的かつ効率的な小児・新生児の入院医療の提供に資する観点から、所要の見直しを行う。

2 具体的内容

<小児入院医療管理料>

- 複数病棟での算定制限の撤廃

(現行の要件)

入院患者に占める15歳未満の小児比率が50%以上の施設にあつては1病棟を限度として算定する。

↓

廃止

- 小児入院医療管理料1の平均在院日数要件の見直し

(現行) (改正案)

小児入院医療管理料1 14日以内 → 21日以内

- 一般病棟全体の平均在院日数計算へ、小児入院医療管理料算定病棟へ入院している患者の在院日数を組み入れる。(現在、計算から除外されていることにより、病院全体の判断として要件を満たすにも関わらず、算定しない病院があるとの指摘がある。)

<新生児入院医療管理加算>

- 新生児入院医療管理加算の点数見直し

人員配置基準や設備基準等の水準を勘案して、現行の評価を妥当な水準に見直すもの。

(現行) (改正案)

250点 → 〇〇〇点

小児に対する時間外診療体制の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 小児に対する夜間・休日における診療体制の一層の確保を目的として、小児科を標榜する医療機関における時間外加算の見直しおよび地域連携小児夜間・休日診療料の要件の見直しを行う。

2 具体的内容

<小児科を標榜する医療機関における時間外加算の見直し>

- 小児科を標榜する医療機関については、夜間・休日を診療時間とする医療機関において夜間・休日に診察が行われた場合にも、時間外加算を算定できることとする。
- 時間外診療を評価する観点から、6歳未満の乳幼児に対する時間外における加算点数の見直しを行う。

	(現行)		(改正案)
初診の場合	102点	→	〇〇〇点
再診の場合			
3歳未満の乳幼児の場合	65点	→	〇〇点
3歳以上6歳未満の幼児の場合	57点	→	〇〇点
外来診療料の場合			
3歳未満の乳幼児の場合	65点	→	〇〇点
3歳以上6歳未満の幼児の場合	57点	→	〇〇点

<地域連携小児夜間・休日診療料>

- 地域連携小児夜間・休日診療料の算定要件の見直し
 - ・ 診療時間、24時間対応に係る要件の緩和
 - ・ 医師要件の見直し